

船員保険法第 149 条等の非該当届

【手続概要】

この届出は、国家公務員共済組合制度または地方公務員等共済組合制度（以下「共済組合制度」という。）で短期給付のみ適用を受けていたが長期給付の適用は受けなかった船員保険の被保険者が、雇用契約の変更等により船員保険の被保険者資格を有したまま共済組合制度で短期給付の適用を受けなくなった場合に、事実発生日から 10 日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

【添付書類】

原則として必要ありませんが、以下の書類についてはそれぞれの場合に応じ、併せて届出してください。

1. 船員保険 被扶養者（異動）届
被扶養者がいる場合
2. 船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当届
被保険者が 75 歳以上である等、後期高齢者医療制度の被保険者に該当している場合

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参

※電子申請の対象届書ではありませんのでご注意ください。